

十五 旧第 44 条の 3 《開発研究用設備の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 44 条の 3 《開発研究用設備の特別償却》関係</u>
(廃 止)	<u>(開発研究の意義)</u>  <u>44 の 3-1</u> 措置法第 44 条の 3 第 1 項に規定する「開発研究」（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。 (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究 (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究 (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集 (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究
(廃 止)	<u>(専ら開発研究の用に供されるもの)</u>  <u>44 の 3-2</u> 措置法令第 28 条の 6 第 2 項に規定する専ら開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。
(廃 止)	<u>(取得価額の判定単位)</u>  <u>44 の 3-3</u> 措置法令第 28 条の 6 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 280 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本

体と一緒に使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(廃 止)

(圧縮記帳をした開発研究用設備の取得価額)

44の3-4 措置法令第28条の6第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃 止)

(委託研究先への資産の貸与)

44の3-5 措置法第44条の3第1項に規定する法人が、その取得又は製作をした同項に規定する開発研究用設備を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用設備が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用設備は当該法人の行う開発研究の用に供したものとして取り扱う。

## 十六 第44条の3《事業革新設備の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<u>第44条の3《事業革新設備の特別償却》関係</u>	<u>第44条の4《事業革新設備の特別償却》関係</u>
(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期) <u>44の3-1</u> .....措置法第44条の3第1項各号 .....措置法令第28条の6第1項各号	(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期) <u>44の4-1</u> .....措置法第44条の4第1項各号 .....措置法令第28条の7第1項各号

改 正	後	改 正	前
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)		(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)	
<u>44の3-2</u> .....措置法第44条の3第1項.....		<u>44の4-2</u> .....措置法第44条の4第1項.....	

## 十七 第44条の4（特定電気通信設備等の特別償却）関係

改 正	後	改 正	前
<u>第44条の4</u> （特定電気通信設備等の特別償却）関係		<u>第44条の6</u> （特定電気通信設備等の特別償却）関係	
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)		(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)	
<u>44の4-1</u> 措置法第44条の4第1項.....		<u>44の6-1</u> 措置法第44条の6第1項.....	
(附属機器等の同時設置の意義)		(附属機器等の同時設置の意義)	
<u>44の4-2</u> 措置法規則第20条の11第3項各号.....		<u>44の6-2</u> 措置法規則第20条の11第4項各号.....	

-254-

## 十八 第44条の5（商業施設等の特別償却）関係

改 正	後	改 正	前
<u>第44条の5</u> （商業施設等の特別償却）関係		<u>第44条の7</u> （商業施設等の特別償却）関係	
(主として公衆の利用に供される共同利用施設の範囲)		(主として公衆の利用に供される共同利用施設の範囲)	
<u>44の5-1</u> 措置法令第28条の8第1項.....		<u>44の7-1</u> 措置法令第28条の10第1項.....	
.....措置法第44条の5第1項の表の第1号.....		.....措置法第44条の7第1項の表の第1号.....	
(注) .....		(注) .....	
(中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期)		(中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期)	

44 の 5-2 .....措置法第 44 条の 5 第 1 項の表の第 2 号.....

...

(事業の判定)

44 の 5-3 措置法第 44 条の 5 第 1 項の表の第 2 号.....

(注) 1 .....

2 .....

(廃 止)

(店舗の意義)

44 の 5-4 措置法令第 28 条の 8 第 2 項.....措置法第 44 条の 5 第 1 項  
の表の第 2 号.....

(店舗用の範囲)

44 の 5-5 措置法令第 28 条の 8 第 2 項.....44 の 5-4 .....

...

(店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)

44 の 5-6 措置法令第 28 条の 8 第 2 項.....

(注) .....

.....措置法第 44 条の 5 第 1 項の表の第 2 号.....

(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)

44 の 5-7 措置法令第 28 条の 8 第 2 項.....

.....44 の 5-6 .....

44 の 7-2 .....措置法第 44 条の 7 第 1 項の表の第 2 号.....

...

(事業の判定)

44 の 7-3 措置法第 44 条の 7 第 1 項の表の第 2 号.....

(注) 1 .....

2 .....

44 の 7-4 削 除

(店舗の意義)

44 の 7-5 措置法令第 28 条の 10 第 2 項.....措置法第 44 条の 7 第 1  
項の表の第 2 号.....

(店舗用の範囲)

44 の 7-6 措置法令第 28 条の 10 第 2 項.....44 の 7-5 .....

...

(店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)

44 の 7-7 措置法令第 28 条の 10 第 2 項.....

(注) .....

.....措置法第 44 条の 7 第 1 項の表の第 2 号.....

(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)

44 の 7-8 措置法令第 28 条の 10 第 2 項.....

.....44 の 7-7 .....

改 正	後	改 正	前
(特別償却の対象となる店舗等の附属設備) <u>44の5-8</u> 措置法令第28条の8第2項.....		(特別償却の対象となる店舗等の附属設備) <u>44の7-9</u> 措置法令第28条の10第2項.....	
(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分) <u>44の5-9</u> 措置法令第28条の8第2項..... .....措置法第44条の5第1項.....		(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分) <u>44の7-10</u> 措置法令第28条の10第2項..... .....措置法第44条の7第1項.....	
	(廃止)	(床面積の意義) <u>44の7-11</u> 措置法令第28条の10第6項に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。	

#### 十九 第44条の6《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係

改 正	後	改 正	前
<u>第44条の6</u> 《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係		<u>第44条の8</u> 《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係	
(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期) <u>44の6-1</u> .....措置法第44条の6第1項.....		(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期) <u>44の8-1</u> .....措置法第44条の8第1項.....	

#### 二十 第44条の7《再商品化設備等の特別償却》関係

改 正	後	改 正	前
<u>第44条の7</u> 《再商品化設備等の特別償却》関係		<u>第44条の9</u> 《再商品化設備等の特別償却》関係	

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

44 の 7-1 .....措置法第 44 条の 7 第 1 項.....

(附属機器等の同時設置の意義)

44 の 7-2 .....

(自動車破碎残さ再資源化設備の範囲)

44 の 7-3 措置法第 44 条の 7 第 1 項の規定の適用を受けることができる自動車  
破碎残さ再資源化設備（平成 8 年 3 月 31 日付大蔵省告示第 96 号の別表 1 の 2  
の項に掲げる機械その他の減価償却資産をいう。以下同じ。）は、措置法規則  
第 20 条の 14 に定める要件を満たす施設に設置されるものに限られるのである  
から、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第 26 条第 1 号に規定す  
る基準適合施設に該当する施設であっても、同号に規定する施設投入回収割合  
が 100 分の 70 未満である施設に設置されるものについては、適用がないことに  
留意する。

（注） 施設が措置法規則第 20 条の 14 に定める要件を満たすかどうかは、施設に  
自動車破碎残さ再資源化設備が設置される効果を加味して判定しても差し支  
えない。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

44 の 9-1 .....措置法第 44 条の 9 第 1 項.....

(附属機器等の同時設置の意義)

44 の 9-2 .....

(新 設)

## 二十一 第 45 条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

改	正	後	改	正	前
(生産等設備の範囲)			(生産等設備の範囲)		
45-1 措置法令第 28 条の 11 第 2 項.....			45-1 措置法令第 28 条の 13 第 2 項.....		
(一の生産等設備の取得価額基準の判定)			(一の生産等設備の取得価額基準の判定)		
45-2 の 2 措置法令第 28 条の 11 第 2 項.....			45-2 の 2 措置法令第 28 条の 13 第 2 項.....		

改	正	後	改	正	前
(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)			(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)		
45-3 <u>措置法令第 28 条の 11 第 2 項</u> .....			45-3 <u>措置法令第 28 条の 13 第 2 項</u> .....		
(注) .....			(注) .....		
(工場用等の建物及びその附属設備の意義)			(工場用等の建物及びその附属設備の意義)		
45-6 .....			45-6 .....		
<u>措置法令第 28 条の 11 第 9 項</u> .....			<u>措置法令第 28 条の 13 第 9 項</u> .....		
(1) .....			(1) .....		
(2) .....			(2) .....		
(注) .....			(注) .....		
(取得価額の合計額が 10 億円等を超えるかどうかの判定)			(取得価額の合計額が 10 億円等を超えるかどうかの判定)		
45-9 .....			45-9 .....		
<u>措置法令第 28 条の 11 第 2 項</u> .....			<u>措置法令第 28 条の 13 第 2 項</u> .....		

## 二十二 第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係

改	正	後	改	正	前
(取得価額の判定単位)			(取得価額の判定単位)		
45 の 2-1 <u>措置法令第 28 条の 12 第 1 項又は第 2 項</u> .....			45 の 2-1 <u>措置法令第 28 条の 14 第 1 項又は第 2 項</u> .....		
(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)			(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)		
45 の 2-2 <u>措置法令第 28 条の 12 第 1 項又は第 2 項</u> .....			45 の 2-2 <u>措置法令第 28 条の 14 第 1 項又は第 2 項</u> .....		

(特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)	(特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)
45 の 2-6 .....	45 の 2-6 .....
.....措置法令第 28 条の 12 第 4 項..... (注) .....	.....措置法令第 28 条の 14 第 4 項..... (注) .....

### 二十三 第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係

改 正 後	改 正 前
(公共職業安定所の長の証明) 46 の 2-2 措置法令第 29 条の 2 第 2 項、 <u>第 9 項及び第 10 項</u> .....	(公共職業安定所の長の証明) 46 の 2-2 措置法令第 29 条の 2 第 2 項、 <u>第 7 項及び第 8 項</u> .....
(短時間労働者等の意義) 46 の 2-4 措置法令第 29 条の 2 第 9 項及び第 10 項第 1 号に規定する短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である労働者をいい、 <u>同項第 3 号</u> に規定する <u>重度身体障害者又は重度知的障害者</u> である短時間労働者 <u>及び同項第 4 号</u> に規定する精神障害者である短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者をいう。	(短時間労働者等の意義) 46 の 2-4 措置法令第 29 条の 2 第 7 項に規定する短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である労働者をいい、 <u>同条第 8 項</u> に規定する <u>重度の障害者</u> である短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者をいう。

### 二十四 第 46 条の 3 《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
第 46 条の 3 《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》 関係	第 46 条の 3 《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》 関係
(事業の判定) 46 の 3-1 法人の営む事業が措置法第 46 条の 3 第 1 項に規定する農業に該当す	(事業の判定) 46 の 3-1 法人の営む事業が措置法第 46 条の 3 第 1 項各号に規定する農業又は

改 正	後	改 正	前												
るかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。			素材生産業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。												
<b>(農業用の機械及び装置)</b>			<b>(農林業用の機械及び装置)</b>												
46 の 3-2 農業用の減価償却資産が.....			46 の 3-2 農業用又は林業用の減価償却資産が.....												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第七の種類</th> <th>左のうち機械及び装置に該当するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具</td> <td>動力により作動するもの</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>			別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの	.....	.....	<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表第七の種類</th> <th>左のうち機械及び装置に該当するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具</td> <td>動力により作動するもの</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table>	別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの	農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	動力により作動するもの	.....	.....
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの														
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具	動力により作動するもの														
.....	.....														
別表第七の種類	左のうち機械及び装置に該当するもの														
農作物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	動力により作動するもの														
.....	.....														
(廃止)			<b>(総収入金額)</b>												
46 の 3-4 法人の各事業年度における国内生産割合（措置法令第 29 条の 3 第 11 項に定める割合をいう。以下 46 の 3-5において同じ。）の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額（以下 46 の 3-5において「総収入金額」という。）とは、この通達において特別の定めのあるものを除き、当該事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。）の合計額をいうことに留意する。															
(廃止)			<b>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</b>												
46 の 3-5 国内生産割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の															

取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(廃止)

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

46の3-6 措置法令第29条の3第11項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。

(1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)

(2) 措置法第64条第1項若しくは第65条第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額

(3) 措置法第65条の9の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡資産の価額

(4) 借地権の譲渡対価の額

(5) 令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って收受する権利金等の金額

ⅱ 1 法第47条第1項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。

2 不動産売買業を営む法人の有する土地又は建物であっても、当該法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの(販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)又は当該法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなもの

改 正	後	改 正	前
		<p>は、固定資産に該当する。</p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(素材生産業に係る収入金額に含まれるもの例示)</u></p> <p><u>46の3-7 措置法令第29条の3第11項に規定する「素材生産業に係る収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。)」には、伐木した棚卸資産の譲渡に係る収入金額のほか、次に掲げるような収入金額(以下「付随収入金額」という。)が含まれることに留意する。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 素材生産業の用に供する固定資産及び伐木した棚卸資産に係る損害保険金、損害賠償金の額</p> <p class="list-item-l1">(2) 伐木した棚卸資産の譲渡に係る契約が解除されたことにより收受する違約金の額</p> <p class="list-item-l1">(3) 伐木に係る副産物、作業くず等の売却に係る対価の額</p> <p class="list-item-l1">(4) 伐木した棚卸資産の譲渡により取得した金銭債権に係る利子及び遅延損害金の額</p> <p class="list-item-l1">(5) 貸付金、預金、貯金又は有価証券から生ずる利子の額及び他の法人から受ける利益の配当、商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配、剰余金の分配若しくは資産の流動化に関する法律第102条第1項に規定する金銭の分配等又は証券投資信託の収益の分配の額(以下「利子配当等の額」という。)のうち伐木した棚卸資産の譲渡に係る収入金額及び(1)から(4)までに掲げる収入金額の全部又は一部を貸付金、預金、貯金、有価証券等として運用することにより生ずるもの</p> <p class="list-item-l1">(6) 法人が素材生産業とその他の事業とを兼営する場合において、これらの事業から共通して生ずる利子配当等の額があるときは、当該利子配当等の額のうち素材生産業に係る収入金額に含まれる金額は、当該利子配当等の額につ</p>	

き素材生産業に係る売上総利益の額と当該素材生産業以外の事業に係る売上総利益の額の比その他の基準のうち当該法人の業務の内容等に適合すると認められる合理的な基準によりあん分して計算した金額とする。

(廃 止)

(国<sup>内</sup>内外にわたって素材生産業を営む場合)

46 の 3-8 法人が、各事業年度において、国内及び国外の双方にわたって素材生産業を営む場合には、当該法人の措置法令第 29 条の 3 第 11 項に規定する当該事業年度の国内において営む素材生産業に係る収入金額(以下 46 の 3-8 において「国内の素材生産業に係る収入金額」という。)は、当該事業年度の素材生産業に係る収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。)のうち国内において伐木をした棚卸資産の譲渡に係る収入金額及び当該棚卸資産の譲渡等に係る付随収入金額に限られることに留意する。

1 国外において生産をした棚卸資産について、国内又は国外で譲渡した場合のその対価の額は、国内の素材生産業に係る収入金額に該当しない。

2 法人が国内において営む素材生産業とその他の事業とを兼営する場合において、これらの事業から共通して生ずる付随収入金額があるときは、当該付隨収入金額のうち国内の素材生産業に係る収入金額に含まれる金額は、当該付隨収入金額につき国内において営む素材生産業に係る売上総利益の額と当該国内において営む素材生産業以外の事業に係る売上総利益の額の比その他の基準のうち当該法人の業務の内容等に適合すると認められる合理的な基準によりあん分して計算した金額とする。